

**日野市農業經營
基盤強化促進基本構想**

令和5年9月

日野市

日野市農業経営基盤強化促進基本構想

目次

1	将来における農業経営の目標	1
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	2
4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	2
5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	4
6	経営の改善目標	5
7	経営のモデル	6
8	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	7
9	その他	11
	附 則	11

日野市農業経営基盤強化促進基本構想

1 将来における農業経営の目標

市では、日野市の農業の将来を担う中核的な農業者の経営基盤を強化するため、平成16年度から、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく認定農業者制度を実施しています。そこで、日野市における農業経営の方向を、①将来経営の目標、②経営の改善目標、③経営モデルの3点にまとめました。

農あるまちづくりをすすめる日野市として、都市環境と共存する農業地域づくりを目指し、安定した多角的農業経営の強化を推進します。

そのため、農業・農地の多面的な役割が発揮できるように努めるとともに、地産地消や市民との交流・協働の理念のもとに、市民に開かれた地域農業づくりに努めます。

10年後の将来目標を、次のように設定します。

販売農家数は79戸、認定農業者数は38戸、農地面積は9,300a、経営耕地面積は2,800a、認定農業者の経営耕地面積は2,100aを目標とします。

	実績値			推計値	目標値
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和15年 (2033年)	令和15年 (2033年)
販売農家戸数※1	169戸	150戸	120戸	75戸	79戸
認定農業者数※2	55戸	54戸	46戸	36戸	38戸
農地面積※3	19,300a	15,700a	13,900a	8,800a	9,300a
経営耕地面積※4	9,300a	7,600a	5,600a	2,700a	2,800a
認定農業者の 経営耕地面積※5	3,390a	3,070a	3,210a	2,000a	2,100a

※1 出典：販売農家戸数 農林業センサス(2010年～2020年)

※2 出典：認定農業者数 日野市資料

※3 出典：農地面積 面積調査(農林水産省)

※4 出典：経営耕地面積 農林業センサス(2010年～2020年)なお、販売農家の経営耕地面積を示す。

※5 出典：認定農業者の経営耕地面積 日野市資料

※6 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

- ・日野市の令和4年の新規就農者は2人であり、過去5年間、平均1.6人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。
- ・国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を踏まえ、日野市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。
- ・日野市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主とした生計が成り立つ年間農業所得の300万円程度（6 経営改善目標に示す地域の農業を担う経営モデルの目標の5割程度の農業所得）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた日野市の取組

- ・日野市における新規就農者への支援体制については、農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ、市内各種生産組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- ・2の(1)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に日野市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日野市における主要な営農類型については、7経営モデルに示す⑨の営農類型を指標とします。

4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特産品であるトマトや梨などの農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的

研修のあっせん、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用
の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、
休日制、援農ボランティアの育成、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、日野市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信する
とともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事
する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受
入体制の整備、研修のあっせん、交流会の実施等の支援を行う。

(2) 日野市が主体的に行う取組

日野市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南多摩農
業改良普及センターやJ A東京みなみ等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技
術・農業経営に要する知識習得に向けた研修のあっせんや、必要となる農用地等や農業用機械等のあっ
せん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談
対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行
う。

日野市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青
年等就農資金等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確
実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見
込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

日野市は、東京都、日野市農業委員会、J A東京みなみ等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管
理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修のあっせん、農用地や農業用機械
等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 東京都農業会議、東京都農地中間管理機構、日野市農業委員会は、新たに農業経営を開始しよう
とする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっ
せん等を行う。
- ② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、
コミュニティづくりを行う。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

日野市は、J A東京みなみ等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、
就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都
及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、J A東京みなみ等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業
者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経

営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、東京都農地中間管理機構、日野市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

認定農業者等これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標として将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標を示す。

1 将来における農業経営の目標にあるように、令和15年の農地面積目標値は9,300aであり、認定農業者の経営耕地面積目標値は2,100aである。よって、令和15年の農地集積比率は23%となる。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

目標値
23%
(令和15年の認定農業者の経営耕地面積目標値2,100a/令和15年の農地面積目標値9,300a×100)

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていく。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）や農地中間管理事業等による農地貸借、農作業受委託を推進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講ずる。

6 経営の改善目標

日野市の農業を主となって支えていく農業経営の目標は、他産業並みの労働時間で、他産業従業者と遜色ない生涯所得と生活の豊かさの水準を確保できる経営を実現できる経営モデルを設定します。

なお、経営モデルは主な経営体系を記述したものであり、記述にないような他の経営体系でも認められる。

<基本的な目標>

- ・ 目標所得 1,000万円 (日野の農業をリードする経営モデル)
 400～600万円 (地域の農業を担う経営モデル)
 300万円 (農業の広がりを支える経営モデル)
- ・ 労働力 主たる従業者2人+補助従業者1～2人の家族経営雇用労働力を含む
- ・ 労働時間 主たる従業者1人当たり年間1,800時間

<経営改善指標>

- ① 地産地消・環境保 ----- 直接販売(個人・共同)、学校給食への供給、市内店舗等への出荷
 全型農業 有機農業の展開
 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進
- ② 消費者の理解と ----- 生産履歴の情報開示、体験型農業の実践、子どもと農業のふれあい、東京都エコ農産物認証制度、援農制度の活用
 協力
- ③ 多角化経営 ----- 栽培品目の複合化、多角化、高付加価値型の特産物や加工品の生産、水耕栽培、周年栽培、酪農教育ファームの導入
- ④ 販売方法 ----- 立地を生かした販売(個人・共同直売所)、宅配便、インターネット販売、高付加価値をつけた有利販売、契約栽培、共同出荷
- ⑤ 主な施設・機械 ----- トラクター、防除機、フォークローダー、土壌消毒、パイプハウス、堆肥場、防鳥ネット、防薬シャッター、果樹棚、鉄骨ハウス、加工直売施設 等
- ⑥ 経営管理の方法 ----- 複式簿記による農業経営と家計の分離、青色申告の実施、パソコンの活用による販売管理
- ⑦ 農業従事の態様 ----- 定期的な休日制や給料制の導入、家族経営協定の締結、農業パートの活用、援農制度の活用

7 経営モデル

7. 経営モデル		経営改善指標							所得目標 (万円)		
営農モデル	経営規模 (経営耕地)	経営モデル					④販売方法		⑤主な施設・機械	⑥経営管理の方法	⑦農業従事者の態様
		主な生産物と作付延べ面積	①生産履歴の理解と協力	②多角化経営	③販売方法	④経営管理の方法	⑤農業従事者の態様				
野菜	①露地野菜経営	60a	<ul style="list-style-type: none"> 生産履歴の理解と協力 体験型農業の実践 子どもと農業のふれあい 東京エコ農産物認証制度 提携制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 水耕栽培 周年栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 共同出荷 宅配便 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> パイハウス、トラクター、直売所、堆肥場、防除機、保冷車、耕転機、梱包機、野菜洗浄機、加工施設、加工機械 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な休日制や給料制の導入 家族経営協会の締結 農業パートナーの活用 提携制度の活用 	300			
	②施設野菜経営	30a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹棚、防鳥ネット、堆肥場、トラクター、灌水機、切草機、コンクリート、消雪機、直売所、加工施設 		600			
果樹	③果樹経営	30a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹棚、防鳥ネット、堆肥場、トラクター、灌水機、切草機、コンクリート、消雪機、直売所、加工施設 		600			
	④果樹経営	30a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹棚、防鳥ネット、堆肥場、トラクター、灌水機、切草機、コンクリート、消雪機、直売所、加工施設 		300			
花卉・花木	⑤花卉経営	10a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 温室、給水装置、土壌消毒機、堆肥場、耕転機、動力農具、環境印刷型組立、養液栽培装置、保冷車 		300			
	⑥花木経営	60a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 温室、給水装置、土壌消毒機、堆肥場、耕転機、動力農具、環境印刷型組立、養液栽培装置、保冷車 		1000			
畜産	⑦畜産経営	200a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値型加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 宅配便 	<ul style="list-style-type: none"> 糞舎、自動給餌機、堆肥舎、乾燥施設、トラクター、強制発酵施設、脱臭装置 		1000			
	⑧酪農・自家産乳製品加工経営	経営牛55頭	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値型加工品の生産 酪農教育ファームの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 宅配便 	<ul style="list-style-type: none"> 糞舎、堆肥舎、トラクター、バルククーラー、自動給餌機、加工機械 		1000			
複合経営	⑨露地・施設野菜複合経営	70a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 水耕栽培 周年栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 共同出荷 宅配便 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> パイハウス、トラクター、直売所、堆肥場、防除機、保冷車、耕転機、梱包機、野菜洗浄機、加工施設、加工機械 		500			
	⑩果樹・野菜複合経営	60a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 共同出荷 宅配便 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> パイハウス、トラクター、直売所、堆肥場、防除機、保冷車、耕転機、梱包機、野菜洗浄機、加工施設、加工機械 		500			
複合経営	⑪体験農園・野菜複合経営	60a	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 販売品目の複合化、多角化 高付加価値型の特産農産物や加工品の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 共同出荷 宅配便 契約栽培 	<ul style="list-style-type: none"> パイハウス、トラクター、直売所、堆肥場、防除機、保冷車、耕転機、梱包機、野菜洗浄機、加工施設、加工機械 		400			
	⑫施設野菜・露地野菜複合経営	経営牛55頭	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への供給 市内店舗等への出荷 直売販売(個人・共同) 有機農業の展開 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値型加工品の生産 酪農教育ファームの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値をつけた有利益販売 立地を活かした販売(個人・共同直売所) インターネット販売 宅配便 	<ul style="list-style-type: none"> 糞舎、堆肥舎、トラクター、バルククーラー、自動給餌機、加工機械 		1000			

8 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、日野市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、日野市、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA東京みなみ、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を都市農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域内の農用地等が含まれるように設定する。

日野市は、地域計画の策定に当たって、都・日野市農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

① 農用地利用改善事業の実施の促進

日野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

② 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

③ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、②に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

④ 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑤ 農用地利用規程の認定

ア ②に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局通知）様式第4号の認定申請書を日野市に提出して、農用地利用規程について日野市の認定を受けることができる。

イ 日野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) ④のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 日野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日野市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑥ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア ⑤のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、④のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 日野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について⑤のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑤のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑤のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が②に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑦ 農用地利用改善団体の勧奨等

ア ⑤のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

⑧ 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 日野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 日野市は、⑤のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南多摩農業改良普及センター、日野市農業委員会、JA東京みなみ、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ、一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(3) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

① 農作業の受委託の促進

日野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

② 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

③ 農作業の受委託を促進するための環境整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(4) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

① 推進体制等

ア 事業推進体制等

日野市は、日野市農業委員会、南多摩農業改良普及センター、J A東京みなみ、土地改良区等の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

日野市農業委員会、J A東京みなみ、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるもの

とし、日野市は、このような協力の推進に配慮する。

9 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成16年10月1日から施行する。

2 この基本構想は、平成22年6月11日一部改正をする。

なお、この一部改正により、第2次日野市農業振興計画・アクションプラン中の日野市農業経営基盤強化促進基本構想についても、変更がなされたものとする。

3 この基本構想は、平成26年9月26日一部改正をする。

4 この基本構想は、令和5年9月26日一部改正をする。